

日吉津村自治基本条例(仮称)策定委員会 委員を募集します！

これからの日吉津村をより活力あるものにするためには、役場と村民、地域、議会などが連携して取組むシステムや地方分権時代に相応しい「自立・共助」、「情報共有」、「参画協働」など、むらづくりのルールをつくる必要があります。

そこで、「日吉津村自治基本条例(仮称)」を策定するための「日吉津村自治基本条例(仮称)策定委員会」設置にあたって、村民委員を募集します。

決して難しいことをするわけではありません。まずは、これからの日吉津村がどうあるべきか語り合って頂ければと思います。ぜひ皆さんご応募ください。

募集人員

村内在住の18歳以上(平成19年4月1日現在)の方で趣旨をご理解いただける方、10名程度。委員の方への謝礼はありません。

応募期間

平成19年8月1日(水)～8月14日(火)まで(必着)

協議内容

村民・議会・行政の権利や責務、情報共有や説明責任の原則、村民参画の手法などどのようにむらづくりを行っていくのか、条例について専門的、多角的な協議・検討を行い、村長に提言します。

開催頻度

第1回目を9月中に開催予定で、以後は、概ね月1～2回程度のペースで、平日夜間、土・日曜日など2時間程度を予定しています。期間は、村長に提言が完了するまでの予定です。

応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法で提出してください。但し、提出いただいた書類はお返ししませんのでご了承ください。

応募用紙は、役場地域振興課窓口にご請求いただくか村ホームページよりダウンロードをお願いいたします。

応募先(問合せ先)

日吉津村役場 地域振興課

電話 27-0211 ファックス 27-0903 電子メール hiezu@chukai.ne.jp

募集要領(PDF)

応募用紙(Word)

応募用紙(PDF)

日吉津村自治基本条例（仮称）策定委員会委員募集要領

1. 目的

「自治基本条例（仮称）」は、地方分権時代に相応しい「自立・共助」、「情報共有」、「参画協働」など、むらづくりの基本原則や理念を定めるものです。

むらづくりの主役である村民のみなさんと共に考え、参画と協働をすすめるむらづくりのルールとして、この条例を策定するために「日吉津村自治基本条例（仮称）策定委員会」の委員を募集します。

2. 募集人員

募集人員は、10名程度とします。

3. 任期

委嘱の日から村長に提言が完了する日までとします。

4. 応募資格

村内在住の18歳以上（平成19年4月1日現在）の方で、趣旨をご理解いただける方とします。

5. 応募期間

平成19年8月1日（水）～8月14日（火）まで（必着）

6. 周知方法

日吉津村防災無線・広報・ホームページにより委員を募集します。

7. 活動内容

概ね月1～2回程度のペースで、平日夜間、土・日曜日など2時間程度開催し、条例について、村民・議会・行政の権利や責務、情報共有や説明責任の原則、村民参画の手法などどのようにむらづくりを行っていくのか専門的、多角的な協議・検討を行い、村長に提言していただきます。

8. 謝礼

無報酬となります。

9. 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法で提出してください。但し、提出いただいた書類はお返ししませんのでご了承ください。

応募用紙は、役場地域振興課窓口にご請求いただくか村ホームページよりダウンロードをお願いします。

10. 応募先（問合せ先）

日吉津村役場 地域振興課

電話 27-0211 ファックス 27-0903

電子メール hiezu@chukai.ne.jp

ホームページ <http://www.hiezu.jp/>

日吉津村自治基本条例(仮称)策定委員会委員 応募用紙

住所/氏名	日吉津村大字 番地 _____ ふりがな 氏名 _____
TEL/FAX/E-mail	TEL 0859 () _____ FAX 0859 () _____ E-mail _____
応募の動機 【ご意見等を簡潔 にご記入くださ い。】	

応募多数の場合は、この記載内容を参考にさせていただき、村長が選出いたします